

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットビル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp/>

第56号

2018年4月

働くことは生きること

所長 林 光行

知的障害の重い人は、周囲の人との滑らかな意思疎通が困難です。そのために、物を壊したり、大声で叫んだりすることもあります。そういう人たちが懸命に働いている場合があります。就労支援施設です。以下は、その就労支援施設で聞かせていただいたお話です。

あるメーカーの下請け仕事をしていたときのことで、大きな注文が舞い込んできたのですが、納期にはとても間に合いそうにありません。施設の職員たちは「到底無理です。断りましょう。」と言います。しかし理事長が、「これは仕事なんだ！ やれ！！」。

納期の前夜。理事長が事務所で事務をしていると作業場が騒がしい。一体何の騒ぎかと見に行けば、作業をしていた障害者たちと職員たちとがワーワー泣きながら抱き合っています。そして、涙でくちやくちやになった笑顔で、口々に「出来た〜っ！」。

不可能とも思える仕事。そのことに力を合わせ、心を合わせ、頑張ったら出来た。そんな皆の嬉し泣きが騒がしさの正体でした。「厳しさ」は、「虐待」と紙一重にはありますが、成長の堆肥こやしでもあります。大きな達成感やすみは、易きに流れていては味わえません。

食堂では、手あたり次第お皿を割る。土足で食卓に上がる。そんな人もいます。A子さんも、そのような一人でした。しかし、施設で働くうちに、物を大切に、施設の経営するレストランでお客様の注文を受けようになり、給料も月5万円近くになりました。

ある日のこと。普段は自分が働いているレストランに、Aさんがお爺ちゃんと一緒に食事に来ました。食事を終え、勘定をしようとするお爺ちゃんを制して、「何するのん！ここは私の働いてる店やで！」と、彼女が自分の財布からお金を払ったといひます。

その時、お爺ちゃんがしみじみと、「孫はたくさん居るけど、自分のお金で食べさせてくれたんはこの子だけや…」。自分がその店で働いている。そのことに彼女は誇りを持っています。それは、働くことを通じて彼女が得た、自分の人生に対する誇りです。

働くことを通じて成長し、働くことを通じて自分に誇りを持ち、得たお金を使うことで自己実現する。まさに「働くことは生きること」。それは、Aさんだけのことでなく、振り返れば私もそうでした。働けることは幸せなこと。気概をもって働きたいと思ひます。

~ CONTENTS ~

5月 - 9月の 税務

○ 交流	第48回 たんぽぽ福祉会	2
○ 経営倶楽部	第98回「民法大改正」	5
	第99回「中国人の本音」	6
	同 「2018年の課題と展望」	7
○ 税制トピックス		8
○ 労務トピックス	「無期転換ルール」	10
○ KS経営研究会	「夢をカタチに！」	11
○ 社会福祉法人経営支援	「処遇改善等加算セミナー」	12
	「経営改善事例」	13
○ 寄稿	「続く森友学園騒動」	14
	「マウントゴックスの思い出」	15
	「人材獲得でも負け始めた日本」	16
○ 憲法勉強会	「~この1年を振り返って~」	17
○ いま思うこと伝えたいこと		18
○ 一筆啓上	「緊急事態条項の使われ方」	20
○ 読者の皆様からのお便り		21
○ 合宿レポート		22
○ ANAセミナーの感想とご案内		23

5月10日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)期限
31日	3月決算法人の確定申告期限
7月 2日	4月決算法人の確定申告期限
7月10日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1~6月分)
	社会保険報酬月額算定基礎届提出期限
	労働保険料の年度更新期限
17日	所得税予定納税額の減額申請期限
7月31日	5月決算法人の確定申告期限
8月31日	6月決算法人の確定申告期限
	個人事業者の29年分消費税の中間申告期限
10月1日	7月決算法人の確定申告期限

第48回 交流 社会福祉法人 たんぽぽ福祉会



今回は、岐阜県恵那市にある社会福祉法人たんぽぽ福祉会を訪問し、理事長小坂孫次様にお話をうかがいました。たんぽぽ福祉会様は、「働くことは生きること」をモットーに、知的障害者が働ける作業所、福祉工場、多機能型事業所や入所施設などを運営しておられます。林光行は、以前に就労支援施設の研修会で小坂様と出会い、ぜひとも訪問したいと願っており、今回実現しました。また、小坂様には私どもの40周年行事で記念講演をお願いしております。（税理士・中小企業診断士 前田有太可）

福祉事業をする前は茶の商売を

私の父はここ恵那で養蚕をしていましたが、戦争から戻ってうどんを作ったり、茶の栽培をしたりで、商売好きでした。私も中高のときから手伝いをし、オート三輪に乗ってお茶の卸を手伝っていました。

自分の代になると、どうい茶を作るかのヒントを得るために、静岡や宇治の日本一の茶を作っている方に話しを聞きに行きました。恵那の夏は結構暑くなるので、茶が渋くなります。そこで、深蒸しした恵那茶に静岡茶をブレンドして「恵那峡銘茶」と名付けて売り出しました。当時では珍しく窒素ガスを封入して銀紙で包装し、100g1,500円という価格で売りました。上等なお茶でも100g500円でしたので相当高いものですが、名鉄百貨店でも販売して、結構売れました。

「恵那市の障害児を守り育てる会」の立ち上げ

私の息子はダウン症でした。昭和46年当時、恵那市には、障害のある子を小学校に入学させる義務はありませんでした。ところが、私の子供を含めて市内の障害児3人に入学案内がきたのです。3人は入学しましたが、6月になって突然学校側から、「もう学校に来なくてもいい」と言われました。当時は45人編成学級で、その年は一学級を増やすには3人の生徒が足りませんでした。6月段階で学級定員45人が確保されてさえいればその学級は成立するので、その数合わせのために3人の障害児を5月まで在籍させた、ということだったのです。このままでは学校で学ぶ機会を与えられず、施設に入るか、ずっと家庭にいるかのどちらかしかないのです、子どもの学ぶ場所を確保すべきだという声上がり、親たちの会として昭和46年に「恵那市の障害児を守り育てる会」を立ち上げました。



障害児にも教育は絶対に必要である

会は立ち上げましたが、障害児の学級運営をどうすべきか皆目見当がつかなかったもので、当時実績のある京都の養護学校を見学しました。そこで教育内容や方法、学級環境等をつぶさに見学し、障害児にも教育は絶対に必要であるとの確信を抱きました。学級をスタートするため精力的にあちこちをお願いをして廻り、昭和47年4月に恵那市の小学校内に、障害児学級である「たんぽぽ学級」が誕生しました。

小学校の次は中学校に学級を作る必要が出てきました。市役所の前に小坂茶園の車が停まっていない日はないと言われるほど市役所に日参し、守る会の活動に毎年150日は費やしていました。当時の市長、教育長、市議会議員をお願いするので、特に教育長は「お前の顔を見るのも嫌だ。言うことはわかっどる。もう来なくてもいい。」と怒られることもありました。親たちの大変な努力の結果、小学校内に中学校との合同の「たんぽぽ学級」の設置が認められました。

たんぽぽ作業所の立ち上げ

中学校卒業後の障害者の働く場として、昭和54年4月に無認可作業所「たんぽぽ共同作業所」を設置・運営することになりました。作業所の主な仕事は椎茸栽培で、次第に収益を上げていきました。

施設の建設準備のため、全国の約20ヶ所を見学して回りました。見学して奇異に感じましたのは、どの施設でも部屋に鍵がかけられており、ほとんどの施設では人が働いていないこと。見学を始めて数時間経つのに同じ所で何もせず、ただぼーっと座っている人やうろろ歩いている人たちが多かったのです。生気が感じられません。様々な施設を見学して、子ども達が生き生きと育つには施設は何をするべきか、施設をどう作るべきかが、少しずつ分かりかけてきました。

知的障害児も普通の子と同様の経験が大切

知的障害のある子どもには普通の子と全く同様に何ごとにも経験をさせることが大切です。危険な経験によって、危険に対する対処法を学ぶことができます。人は経験から様々なことを学び、考えるようになります。経験こそが人を育てていく一番の基になるのです。

昭和61年4月1日、法人の施設として「恵那たんぼぼ作業所」の開所にこぎつけました。

開所式で「どのような障害があろうとも、人はすべて同質であり同等でなければならない。生きていくためには働くことが最も大切なことであり、働くことを通して成長を促していくことこそ幸せに生きる道です。社会的自立は全ての(障害のある)人達の目標であり、それを助けることこそ、我々の使命と確信しております。」という基本理念を示しました。

300名の利用者が90種以上の作業に従事

開設当初行っていた事業は椎茸の原木栽培のみでしたが、野菜作り、農産物加工と徐々に事業を拡大し、今では、複数の事業所と入所施設があります。また、昨年は多機能型事業所である「くりくりの里 中津川」をグランドオープンしました。ここは念願だった食品工場を併設した直売店、土産物店、農産物販売所、和風レストラン等が揃う、いわゆる「道の駅」と同等の施設になりました。



くりくりの里 中津川にて

事業による年商は3億円に上ります。全部で90種類以上ある作業は、段ボール組立などの下請け作業から椎茸の原木栽培・菌床栽培、米・野菜類の栽培、味噌や豆腐などの食品加工、惣菜・弁当・パン・菓子類の製造、木製品加工、紙すき・陶芸などの工芸品制作、レストランや食品販売店の運営、コインランドリーの仕事、市のリサイクルセンターでのゴミの分別作業…等々、多岐にわたります。そのいずれかの作業に、約300名の利用者全員が何らかの形で携わっています。

鍵のない施設

多くの施設では、部屋や食堂だけでなく、事務室、会議室や倉庫、その多くに鍵がかけられていました。

施設は多数の他人と一緒に生活するところなので、

最も大切なことは、お互いに信頼し合え、信じ合える人間関係を作ることにあると考えました。

家庭内で鍵のかかるところに子どもを入れたとしても、親子の間柄ならばそれは理解できる。しかし、他人がそれをした場合、一生にわたって信頼関係は崩れてしまうと思わざるを得ません。信頼関係が崩れることを私達は一番恐れます。私どもの施設は、現在もボイラー室だけは鍵がかけてありますが、障害のある人達を閉じ込める場所はひとつも存在しません。

無断外出

鍵をかけないことによって、毎日のように無断外出をする人が出てきます。昼間の無断外出はまだよいとしても、夜の無断外出は大事件となり、深刻なことになるかねません。職員全員で探すのですが、捜索が数日にわたる時など神頼みになることもあり、職員も心配や心労から心理的に追いつめられることもありました。警察に捜索願を出したこともあります。その度に警察から「お宅はどういう管理をしているのか」とか、「なぜ鍵をかけないのか」と指摘を受けました。

しかし、日常的に鍵をかけることで恐れることは、信頼関係を失うだけでなく、職員が本来やるべき本当の意味での管理をしなくなり、利用者の抑圧された感情を理解することが難しくなり、さらに彼らの悩みに対して細やかな配慮ができなくなってしまうことです。

もちろん、今でもまれに無断外出する人達があります。鍵をかけないことの継続は、大変な苦悩と勇気を必要としますが、それが人と人とが信頼に基づく生活を共にする上での基本であり、私どもの不変の考えです。

寮の中心にあるホール

利用者の寮では、ホールを真ん中にして男子と女子の部屋が配置されています。ホールを通らないと外に出られません。多くの施設の寮は、男子、女子のエリアからそれぞれ外に出られるようになっています。この寮のホールは男子と女子と一緒に過ごせる空間で、毎晩ティータイムの時間があり、一日の様子やいろいろな考え方を自由に話し合ったり、男女の様々な違いを知る機会になっています。しかし、お菓子等を自分だけ余計に持って行ったり、お茶をこぼしたり、下手をすれば、男女間のトラブルが発生することもあります。トラブルが起きると職員はその場で3時間も4時間も、納得の行くまで仲裁や説得をしなければならま

せん。そういう説得が常に行われることによって、毎日いろいろなことを経験し、学ぶ機会になるのです。

大きな階段のある高齢重度者施設

たんぼぼ作業所の開所から10年が経過し、高齢者や車椅子を使う人が増えてきました。そこで、その人達のための施設を造ることにしました。施設建設のため、これまた全国20か所ぐらい見学しました。どの施設もバリアフリーにしているため、真平らな床で全く段差がない。入所者の皆さんは、前傾姿勢でゆっくり足をすって歩いています。3年ぐらい経つと背中が丸くなってきます。それは足を上げない、怖いところへ行かないからでしょう。

たんぼぼの目標は、「元気で長生きしてころんと死ぬるにはどうすればよいか」です。そこで思いついたのが階段と段差を造ることでした。階段を上がると普段と違った筋肉を使うことになり、それだけ脳や筋肉の新陳代謝が盛んになります。

自己選択できる力をつける

食事のときは席を決めないようにしました。施設を見学すると、席に名札を置いてあるところが多いのです。しかし、名札のあるところに着席することを10年続けた人達は、外食でレストランに入っても、自分の席を自分で決められず、職員に指示されないと座れないのです。実際にはレストランでは名札を置いていませんので、自分の席を自分で決めなければなりません。席決めでは喧嘩になるかもしれないし、こっちにおいでと誘われるかもしれません。それが生活におけるその人らしさではないでしょうか。自分らしく、自分の好きなところに座ることが大切なのです。

食器はすべて陶器

使用する食器は、普通の家庭と同じようにすべて陶器を使っています。利用者は学校や病院でプラスチックやアルミ製の割れない食器しか使ってこなかったのが食器が割れることを知りません。

陶器は割れます。当初、食器は毎日のように割れ続けました。大切なことは、陶器は割れるものだから、割れないように気をつけなければならないと、その都度教えることです。多くの場合、割れるともったいないからと陶器を使わせません。しかし割れることがもったいないのではなくて、彼らに割れるということを教える機会を逃すことがもったいないことなのです。

陶器を割らなくなるまで4年ほどかかりました。そうなるまで、約10万個が割れたのではないのでしょうか。

お金の使い方を学ぶ「特売日」

自分のほしい物を選ぶことや、自分で稼いだお金の使い方を学んでもらうための取り組みの一つとして、毎月第3土日に、「特売日」と呼ぶ市を催しています。近隣の借地にテントをしつらえ、職員が売り子になって利用者のサポートをしながら販売するのです。

焼きそば、鯛焼き、たこ焼き、焼き鳥、五平餅、ラーメン類、うなぎの蒲焼きなどの実演屋台から、寿司、おこわ、菓子、野菜などの販売屋台まで、その種類と数はかなりのもので、一般の人も買いに来ます。おかげで、2日間の売上は平均で数十万円、多い時には100万円にもなります。

利用者は毎月ここで飲食や買い物をし、たくさんのお金を学びます。当初は、お金を払う前にほしいものを口に入れてしまった利用者も、何度も繰り返すうちに、レジで支払いを済ませてから食べられるようになります。お金や健康との折り合いを考えながらほしいものを選び、時にはがまんできるようにもなります。おかげで、旅行や買い物などに行ってもちゃんとレジで支払いができるし、無茶な買い物もしなくなります。

取材を通して

小板様のおっしゃる「普通の人と同じ経験をさせることがその人を育てる」は、その通りだと思います。ただ、国の制度は障害のある人を「保護し世話をする対象」としており、本人は経験不足のため成長の機会を逃しているのではないかと思います。

また、見学した椎茸工場の生産方法や規模に圧倒されました。生産された椎茸のおいしさや質は市販ものを遥かに超えています。障害を「売り」にされていないと実感しました。

このようなたんぼぼ福祉会様の取り組みを多くの人に知って欲しいと思います。見学の機会をいただいた小板様をはじめ、たんぼぼ福祉会の皆様、誠にありがとうございました。



椎茸工場と小板様

たんぼぼ福祉会 岐阜県恵那市長島町久須美1083-35
電話 0573-26-4356 <http://enatanpopo.com>

経営倶楽部

第98回経営倶楽部

平成29年10月21日

『民法大改正～これだけは知っておきたい！』

～日常生活とビジネスに与える影響～ 講師：弁護士 永田 ^{しげお} 滋寛 先生



今回は、民法の改正について、永田先生にご講演いただきました。わかりやすい解説なのに、「わかりません!」「質問!」と度々お話しの中絶があり、困られたことと思います。予備知識のない私のような者にも理解しやすいように、たくさんの事例を踏まえてご説明してくださったので、後半のディスカッションは大いに盛り上がりました。(税理士・CFP 小林 匠)

今回の民法改正について

民法は日常生活の基本的ルールを定めた法律です。そのうち、契約等に関する部分等は明治時代に制定されてから約120年間、ほとんど見直しが行われていませんでした。今回、社会経済環境の変化に対応するためのルール変更や判例の明文化などが行われ、民法1044条のうち約500条もの条文が変更される大改正になりました。改正された民法は2020年4月1日から施行されることとなっています。

盛り上がったディスカッション

永田先生が提供して下さった多くの事例から、グループディスカッションでの事例をご紹介します。

事例 息子が借りていたマンションについて、家主から滞納(3か月または2年間)した家賃のほか賃料損害金・原状回復費用が、連帯保証人である父親に請求された場合の責任の範囲は?

参加者は5～6名のグループになって自己紹介をするなど、和やかなムードでディスカッションしました。滞納が2年もあるなんて家主と息子が怪しい関係にあったのではないかとなどの珍意見も飛び出しました。

さて、永田先生の解説です。現行の民法では連帯保証人はすべてにおいて責任を負う可能性があり、ペットを飼っていたりすると原状回復費用などで保証人は想定外の負担を求められることがあるそうです。また、単なる保証と違い、連帯保証のため、家主が息子に請求しないでいきなり父親に家賃等を請求してきた場合でも、父親は家主の要求に応じなければなりません。

賃貸借契約の保証は根保証(契約から生じる一定の範囲内にある全てについて保証すること)となるため、保証人にとって非常に責任が重くなることから、今回の改正で極度額(責任を負う額)を設定することが定められました(これまで極度額を定める必要があったのは、貸金等契約に限られていました)。

また、この事例からは離れますが、改正で事業に関する保証については公正証書の作成義務が定められました。事業用の融資の保証人になる場合には、公証人による保証意思の確認をしなければならないこととなりました。意思確認せずに保証契約を締結した場合、その契約は無効となります(中小企業の社長が、自社の借入金を個人保証する場合などを除きます)。



影響の大きい改正

永田先生は、主要な改正内容を盛り込んだ具体的な事例を用いて改正点をご説明くださいました。

＜ 影響の大きい改正点 ＞

項目	現行	改正後
売掛金等債権の時効期間	飲食代金等 1年 工事関係等 3年 商取引の債権 5年 私人間の債権 10年	原則 5年に統一
合意がない場合の法定利率	年 5% に 固 定	年 3% に 変 更 経済状況に応じて 3年毎に見直し
約 款 (詳細契約条項)	規 定 な し	規定新設 約款使用の合意か予め表示することが必要等
敷 金	記 載 な し	敷金の定義、返還の要件等を明記

振り返って

法律に馴染みがない方には法律用語が難しく、民法に興味がないことと思います。永田先生は改正をわかりやく説明してくださいましたので、参加者からは、実務や日常生活に役立つとの感想が多くあり、民法を身近に感じることでできた経営倶楽部でした。



経営倶楽部

第99回経営倶楽部 新春特別講演 平成30年2月3日
第1部『中国人の本音』 講師：毎日新聞記者 工藤 哲 様
第2部『2018年の課題と展望』 講師： 泉 和幸 様

今回は、毎日新聞記者・中国特派員をされていた工藤さんと、恒例の泉和幸先生による特別講演の2本立てで開催させていただきました。いつもと同じ時間枠ながら、現地の生の情報にたっぷりと触れ、メディアから伝えられる情報との向き合い方を考え直す良い機会となりました。ご講演の一部をお伝えします。(税理士 林 竜弘)



『 中国人の本音 』

■ 特派員が見た中国現地情報 ■



毎日新聞記者の工藤さんは、2011年～2016年の日中関係が悪化していた時期に、中国の特派員をされ、帰国後、「中国人の本音」(平凡社新書)

を上梓されました。工藤さんの奥様と弊所の林幸は旧知の仲。工藤さんの署名記事をウォッチしていた林幸が、奥様を通じて中国の現地事情についてお話をさせて頂けないかとお願ひし、今回のご講演が実現しました。

ご講演の冒頭、工藤さんは、中国についてどのようなイメージを持っているか、参加者に質問をされました。参加者からは、「大きい国で、マナーが悪い人が多い」、「中国の歴史は、個人的には好きだが、今の中国にはあまりいいイメージはない」という回答がありました。工藤さんによると、現在の日本では、どちらかという悪いイメージを持っている人が多いようで、ある調査では9割もの人があまり良いイメージを持っていないという結果もあるそうです。多分にメディアからの情報に影響を受けているのだらうと思われます。

◆ **北京の町模様** 北京といえば大気汚染がひどいイメージですが、今は、少し良くなっているそうです。2013年頃は最悪の時期で、中国の人たちも意識が変わり、皆マスクをするようになったそうです。PM2.5の数値を計ってみると300超(日本の環境基準の約10倍)は普通で、900を超える時もあり、マスクがすぐに真っ黒になったそうです。一方で、町を歩いていると物乞いがいたりして、格差を感じる光景を見ることが多く、貧富の差はどんどん広がっているようです。特に中国人のお金持ちは見栄を張るのが好きなので、町中には外国の高級車が沢山走っています。でも交通渋滞は日常茶飯事で、ますます車が増えていて、交通事故には気を付けておられたそうです。

◆ **中国人の意識** 盧溝橋では、中国人民抗日戦争記念館が大改修され、日本軍が残した兵器や装備をガラス張りの床の下に陳列して、踏みつけながら見るような造りになっています。また、田舎の方では、日本兵が人民を痛めつけている寸劇が披露されていたりするそうです。そうした影響もあって、多くの中国人は、日本を、中国を侵略した歴史的な敵国として見ているのですが、他方で、清潔で社会の質が高い国であるという実感も抱いていて「敬意の対象」としても見ているそうです。中国人は、二つの日本という矛盾した複雑な感情を抱いているというのが実情のようです。

中国では『窓際のトットちゃん』が大ベストセラーで毎年100万部以上売れているとのこと。中国の教育制度に対する不満と子供の個性を尊重する教育環境に対する強い憧れから読まれているのだそうです。

今の若い人たちは、思考が柔軟で、日本へ旅行した人たちから思い出を募集してみると、ユニークな内容のものが集まったりするそうです。また、ある中国の討論番組に、武村正義氏(元衆議院議員)が出演していたことを紹介され、現地で理解を得るためには、討論の場に日本人が出て来て、しっかりと反論する機会を作ることも大事だとおっしゃいました。

◆ **日中関係の今後** 新聞やテレビは、限られた紙面や時間で伝えないといけないので、どうしても情報が偏りがちで、庶民レベルでは、歌舞伎と京劇の共同公演なども実施されていたりしても、なかなか伝わってこないのだそうです。日中関係が多様化している「今」、現地の生の情報に触れることの大切さをお伝えいただきました。最後に、ご自身の著書の外に中国に関する参考図書もご紹介いただきましたので、ご興味のある方は林事務所までご連絡ください。



「中国人の本音」
工藤哲著、平凡社

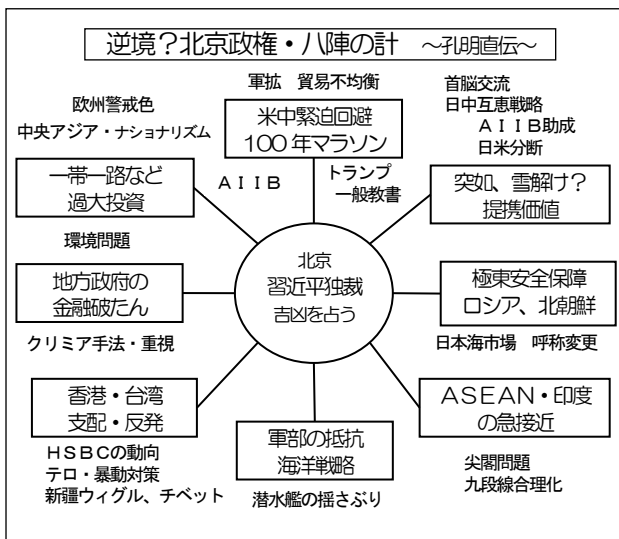
『 2018年の課題と展望 』

■ フェイクに振り回されないための処世術 ■



昨年、病気療養のため経営倶楽部にご登壇いただけませんでした。リハビリを経て見事復活を遂げられました。

まずご教示いただいたのは、習近平氏の八陣の計(悩みの八項目)です。諸葛孔明が司馬仲達と戦う時に取った戦略になぞらえ、習主席が直面している課題について仮説を立てられました。AIやIoT(Internet of Things)の時代になり、産業構造の変化の大波がやって来ようとしているときに、果たして我がビジネスはうまくやっていけるかどうかと、日本の企業家たちが不透明な状況に置かれて悩んでいる。そんな時、習近平氏が新しく起こってくる様々な問題に直面している八項目の課題を取り上げることは、企業家にとってとても参考になるはずだと先生は仰います。



例えば、第19回党大会において習近平氏は、市場原理を導入しながら毛沢東や鄧小平を超えた形で、あるいは毛沢東に回帰して、信頼を回復するような形で皇帝宣言として強烈な地盤固めを訴えましたが、これは「自信があるからなのか? 不安の裏返しなのか?」と仮説を立てることです。仮説を検証することは、人間の知恵の基本でなければならぬと先生は仰います。習近平氏の夫人に彭麗媛さんという美しい歌姫がいますが、習氏スキャンダル“暴露本”をきっかけに、香港の書店関係者の不可解な失踪事件が相次ぎました。あれは香港製のフェイクだったと仰います。

フェイクというのは、そこに特定の人間を葬り去るために作り上げていくデマゴギーであるのとらえることができる先生は仰います。今後、習夫妻の動きに注視が必要なようです。

◆ ビットコイン デジタル通貨に関するニュースが毎日のように我々の前を通り過ぎていきます。先生曰く、デジタル通貨のことはよくわからないが、はっきりしていることが一つあって、「相場を上げて、ドスンと下げて、その差額で儲ける奴がこの地球上に絶対いるということ」。最近、NYダウの値動きが大きくなっています。この相場がどのように推移するのかわかりませんが、願ってもない研究材料で、これは2万3千円付近で推移している日本の株式にやがてやって来る大きなテーマであると先生は仰います。「2018年に日本の株は必ず大化けする」という人たちが俄かに増えてきたら、国際金融資本の動きに要注意ということでしょうか…?

◆ 大阪万博とカジノ 大阪に目を転じて、外資ブラックストーン不動産買いは、着々と進んでいるようです。しかも彼らは、万国博をネタにして、その裏で米国内部から大阪中心の時代に入るというキャンペーンを張っていて、最近では、大阪を訪れるカジノ関係者が増えているそうです。万国博をダシにして、パリが立候補を取りやめたのをいいことに、大阪の松井知事は競争相手が減ったので可能性が高まったといっていますが、その腹の中にはむしろカジノの話が十二分にあるのではないかと仮説を立てておられます。

◆ トランプ旋風 なぜトランプ氏のような大統領が出てきたのか皆不思議がっていますが、「トランプ氏をコントロールしている集団がいるに違いない」と先生は推理しておられます。北朝鮮への強硬姿勢、オバマケア廃止、TPP否加盟、パリ協定離脱、と次々にぶち壊していったトランプ氏の発言の裏側には、どんなシナリオを考えている集団がいるのか? を考えるのが今年の重大な関心事であるとのこと。果たして、北朝鮮情勢、中東情勢、米中貿易戦争の行方など、得をするのは誰なのか? 仮説を立ててみたいと思います。



税制トピックス

平成30年度改正では、政府の施策を税制面から後押しすべく、生産性革命と人づくり革命の実現に向けた措置が盛り込まれています。また、中小事業者の事業承継の円滑化などの改正もされています。以下、今回の税制改正のうち重要な項目について記載します。

(税理士 古田茂己・税理士 村上里佳・成松聖華)

◆◆◆法人税◆◆◆

□ 所得拡大促進税制の改正

生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、従来の所得拡大促進税制が改正されました。

給与等支給総額の基準年度及び前年度との比較はなくなり、平均給与等支給額の前年度比増加額が対象となりました。また、要件に設備投資額や教育訓練費などが加わり、設立年度の適用はできなくなりました。

平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度において、以下のように、所得拡大促進税制による税額控除が適用されます。税額控除額の上限はいずれも法人税額の20%相当額ですが、大企業と中小企業者等で適用要件が異なります。

(1) 大企業（資本金が1億円超の法人）

次の①及び②の要件を満たせば、給与等支給増加額の15%を法人税額から控除、さらに③の要件を満たせば5%上乗せされ、20%の税額控除ができます。

① 平均給与等支給額が前年度比3%以上増加	15%
② 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上	
上記①及び②に加えて、次の③の要件を満たす場合	20%
③ 教育訓練費が前期と前々期の教育訓練費の年平均額の1.2倍以上に増加	

(2) 中小企業者等（大企業以外の法人）

次の①の要件を満たせば給与等支給増加額の15%を法人税額から控除、さらに②及び③の要件を満たせば10%上乗せされ、25%の税額控除ができます。

① 平均給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%
以下の②及び③の要件を満たす場合	
② 平均給与等支給額が前年度比2.5%以上の増加	25%
③ 次の④または⑤のいずれかの要件を満たす場合	
④ 当期教育訓練費が前期の10%以上増加 ⑤ 事業年度終了日までに経営力向上計画の認定を受け、計画に従って実施されたとの証明	

平均給与等支給額は2年間継続雇用された雇用保険の一般被保険者等に対する給与を基礎に計算します。

□ 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

IoTやAIなど新たなデジタル技術がありますが、そのデータ化された情報を有効に活用することによる技術革新や生産性の向上が期待されています。

その取組みのために高度なサイバーセキュリティ対策がされた一定のソフトウェア、ロボット等を取得した場合には、取得価額の30%の特別償却または取得価額の3%（賃上げを伴う場合は5%）の税額控除（上限は法人税額の20%相当額）との選択適用ができます。

ただし、取得価額が5,000万円以上で、平成33年3月31日までの取得に限ります。

□ 交際費課税の特例の延長

すべての法人で、交際費のうち飲食費の50%（上限額なし）が損金算入できる措置および中小法人等について年間800万円までを損金に算入できる措置が、2年間延長され、平成32年3月31日までに開始する事業年度まで適用されます。

□ 少額減価償却資産の特例の期限延長

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計額300万円までを損金に算入できる特例（損金経理要件）が2年間延長され、平成32年3月31日までの取得について適用されます。

□ 中小事業者等の先端設備に対する固定資産税の特例

中小企業者等が下記対象資産を新品取得した場合には、固定資産税の課税標準額が最初の3年間はゼロから取得価額の1/2以下の範囲内に軽減されます。これは、先端設備等導入計画（労働生産性が年平均3%以上向上・市町村の導入促進基本計画に適合）の認定を受けることで適用できます。また、生産性向上特別措置法の施行日（今夏頃予定）から平成33年3月31日までに取得・事業供用した場合に限ります。

対象固定資産	最低取得価額	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内
器具・備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※）	60万円以上	14年以内

（※家屋と一体となって効用を果たすものは除かれます）

◇◆◇◆◇ 相続税 ◇◆◇◆◇

□ 新事業承継税制の特例の創設

非上場株式会社についての相続税・贈与税の納税猶予の特例措置は、使い勝手が悪いなどの理由であまり利用されていませんでした。今回、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の特例として、後継者が非上場会社の株式等を先代経営者から相続または贈与により取得した場合、その株式等に対する相続税・贈与税の納税の猶予及び免除が大幅に拡充される優遇措置が創設されました。ただし、この制度では平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県に提出して承認を受けなければなりません。

摘要	現行制度	新特例制度
納税の制限撤廃 猶予割合	猶予される最大税額は全体の約53% (納税猶予の対象は発行済議決権株式総数の2/3まで納税猶予割合は80%)	猶予される最大税額を全体の100%に拡大 (議決権株式の全てが猶予対象。事業承継時の納税負担はゼロとなる)
要件の弾力化 雇用の確保	5年間の継続雇用平均が8割未満の場合、猶予された税額を全額納付	5年間の雇用平均が8割未満でも猶予は継続満たせなかった場合には理由報告が必要・経営悪化が原因の場合には、認定支援機関による指導助言が必要
対象者の拡充	1人の先代経営者から1人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象	親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象 (後継者は代表権を有しているものに限る・複数人で承継する場合、議決権割合を10%以上有し、かつ議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る)
猶予取消時の納税額	事業承継時の株価を基に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消となった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある	一定の要件を満たす場合、事業承継時の価額との差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し減免可能

□ 小規模宅地等の特例の適用対象者の見直し

平成30年4月1日以後の相続等について、土地等を取引した相続人等が次に該当する場合、相続税の小規模宅地等の評価減の特例適用を受けられなくなります。

- ① 相続開始前3年以内に、3親等内の親族または特別の関係がある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある
- ② 相続開始時に、過去に所有していたことがある家屋に居住している

◇◆◇◆◇ 所得税 ◇◆◇◆◇

所得税については、平成30年分より配偶者控除の対象となる配偶者の年収上限が150万円に引き上げられ、納税者本人の収入制限が設けられたところですが、さらに今回の改正で以下のように変わります。

□ 給与所得控除の引き下げ (平成32年分から適用)

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。また、給与収入が850万円を超える場合の控除額の上限額が195万円となりますが、子育て・介護世帯については負担増にならないように、減額が緩和されます。

□ 公的年金等控除の引き下げ (平成32年分から適用)

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。また、公的年金等収入1,000万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられます。さらに、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合は10万円、2,000万円超の場合は20万円控除額が引き下げられます。

□ 基礎控除の見直し (平成32年分から適用)

基礎控除額が一律10万円引き上げられ、48万円となります。なお合計所得金額2,400万円を超える場合の控除額は以下ようになります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円 (住民税43万円)
2,400万円超2,450万円以下	32万円 (住民税29万円)
2,450万円超2,500万円以下	16万円 (住民税15万円)
2,500万円超	0円 (住民税0万円)

□ 青色申告特別控除の見直し (平成32年分から適用)

個人の青色申告の特典である青色申告特別控除額が55万円に引き下げられます。なお、正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、①法律に定める電子的記録で保存する、または②電子申告(e-Tax)を行った場合には、現行の65万円の控除を受けることができます。

◇◆◇◆◇ その他 ◇◆◇◆◇

□ 大法人の申告書の電子による提出義務

大法人(資本金が1億円を超える法人等)は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度等について、法人税、地方法人税及び消費税等の確定申告書や修正申告書を提出する場合は、電子申告(e-Tax)の方法で申告書を提出しなければならないこととなりました。書面による申告書の提出は無申告として扱われます。

労務トピックス

今国会で、働き方改革のための法案が審議されています。働き方改革は一億総活躍プラン



の一つですが、この中では正規社員と非正規社員の待遇の格差が問題となっていました。

今回は、この4月から本格的にスタートする有期雇用労働者の「無期転換ルール」を取り上げます。

このルールは、非正規社員の地位の不安定さを解消するためのルールです。（社会保険労務士 京井 安雄）

□ 無期転換ルールの趣旨・内容

一般的に契約社員、パート、アルバイトと呼ばれる労働者（非正規労働者）は、正社員と呼ばれる労働者（正規労働者）と異なり、期間の定めのある労働契約で雇用されていることが大部分です。そのため、契約期間が終了すると新たに契約が更新されない限り仕事を続けることができません。

このように、非正規労働者は契約期間ごとに仕事が継続できるか不安定な立場に置かれていました。そこで、非正規労働者の不安定な立場を解消するために法律が改正され、1回でも契約を更新した非正規労働者の通算契約期間が5年を超える場合、当該非正規労働者の申込みにより、有期労働契約が無期労働契約（更新が不要）に転換する制度が設けられました。これが、改正労働契約法（平成25年4月1日施行）

による「無期転換ルール」です。



□ 「通算契約期間」の意味

通算契約期間が5年を超える場合は、

平成25年4月1日以降に契約が始まった有期労働契約の契約期間（これ以前の契約期間は対象外です）が通算で5年を超える場合をいいます。例えば、平成25年4月1日から1年ごとに契約更新をすると、平成30年4月1日の契約更新で通算契約期間が5年を超え、無期転換申込権が発生します。多くの企業が1年ごとの契約更新を行っているため、平成30年4月から無期転換ルールが本格化することになります。

□ 「クーリング」制度

通算期間に関しては、契約期間と契約期間との間に無契約期間が一定期間以上続いた場合、通算期間がリセットされる（ゼロになる）クーリングという制度が設けられています。この一定の期間とは、無契約期間の前の通算契約期間が1年以上の場合は6ヶ月、1年未満の場合はその通算契約期間の概ね2分の1の期間です。リセットされた場合は、無契約期間の次の契約期間から通算契約期間のカウントが再スタートします。

□ 「無期転換ルール」の事業主への影響

無期転換ルールが行使されると、事業主が非正規労働者との労働契約を終了させる方法は解雇しかありません。また、行使されない場合は、従前の労働契約と同一の労働条件で更新されたものとみなされます。

事業主にとっては、有期労働契約を複数回更新した場合には、いずれにしても有期労働契約を終了することが困難であることには変わりありません。

□ 定年後の継続雇用者の特例（有期雇用特別措置法）

正社員は長い期間働くことが予定されていますが、定年制度によって一定の年齢（60歳を下回ることはできません）に到達すると退職になります。しかし、法律により65歳まで継続雇用することが求められるため、定年後、有期契約労働者として継続雇用する企業が多くなっています。60歳から65歳まで有期契約で継続雇用すると通算契約期間が5年を超えることになり、無期転換ルールの対象となってしまいます。これでは定年がないのと同じになってしまいます。

そこで、一定の計画を作成し都道府県労働局長の認定を受けた場合には、定年後継続雇用される期間を無期転換ルールの対象としない制度が設けられています。

□ 正規、非正規労働者との格差問題

無期労働契約に転換することは労働者の雇用の安定につながります。しかし、契約期間以外の労働条件は原則として変更されません。そのため正規、非正規労働者の待遇の格差の問題は残ったままです。



□ 「無期転換ルール」の問題点

事業主の中には有期労働契約の更新回数を5回又は5年までと定めたり、通算期間5年の期限で雇止めが行われています。今後の司法判断に委ねられますが、雇用の安定のための無期転換ルールが逆に有期労働者の職を奪う皮肉な結果が生じているのも現実です。



人事・賃金制度のご相談は
京井総務事務所
TEL: 06-6362-7581

Key for Success

第30回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」（講師林光行・幸）修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は27期生の今西和子さんです。今西さんは講座を受講された後、富田林の町屋で、念願のカフェ「寺内町きっちん“あい”」を開店されました。アットホームでちょっとお洒落な家庭料理が人気でしたが、昨年2月に一旦閉店されました。しかし、この4月に新しいカフェをオープンされました。「夢をカタチに!」。楽しくお話し頂きました。（FP 小林 実愛）

★ ☆ 調理人としての原点 ☆ ★

小学6年生の頃、まだまだ田舎だった河内長野市に、大企業の社宅が多く建ち始め、都会の風が吹くとともに、垢抜けた同級生も増えました。給食がまだ無い時代で、皆お弁当でした。今西さんのお弁当は茶色一色だったのですが、人のお弁当は見るからに綺麗で「おいしそう!」と、びっくりされたそうです。お母さんのお弁当はおいしい。でも、鮮やかな友達のお弁当がうらやましくて、お母さんに「私も綺麗なお弁当がいい!」と言うと、当然のように、「だったら自分で作りなさい!」という答え。それからは朝早く起き、台所にあるもので工夫して作るようになったそうです。

★ ☆ 経営基礎講座との出会い ☆ ★



平成19年にご主人が亡くなり、初めて一人暮らしの生活が始まりました。その頃、仕事のことで精神的にもとても不安定な状態となってしまわれたそうです。仕事をただ「辞めます」と言うのは悔しくて、口実を探されます。その内「自分でお店がしたい!」という気持ちが湧いてきて、迷いながらも、カフェ経営の勉強を、1年間、平日は働きながら土日に勉強。その後、友人に紹介された店で調理人としての経験を積まれました。それでも、お店をする勇気がなく、きっかけを探しにハローワークへ通われていた頃、経営基礎講座のチラシが目にとまったそうです。これは運命の瞬間ですね!

講座で、講師の林からの「飲食は儲かれへん。でもしたいと思ってしなかつたら、あの時していたら〜と後悔する。後悔しないためにやったら? ただいつやめるか。やめられる準備をしてやったらいい」の一言に背中を押され、お店探しが始まりました。

★ ☆ ターゲットは誰 ☆ ★

翌年3月、国の重要伝統的建造物群保存地域でもある富田林市の寺内町^{じないまち}の町家で開店されます。場所柄、観光シーズンはお断りするほど、でも閑散期はボウズの日も。悪戦苦闘の中、お子さんから「ターゲットは誰?」「若いママたちの方が話し易くない?」と言われ、思い出されたそうです。若い人と話すのが好きだと。

「若い人に来てもらうにはもしかしたらSNS?」。そうと分かればSNSを習い、ヤマハ音楽教室時代に個人情報扱いに苦労した経験から、管理をしなくていいLINE@を始められました。今では登録者数が800人超、毎週水曜夜9時に発信されています。また、小規模事業者持続化補助金を取得して料理教室を開いたり、「寺内町きっちん“あい”」を商標登録されました。

★ ☆ きっちん“あい”を楽しもう! ☆ ★

「経営は失敗。でも人生では成功」と話し始められた今西さんですが、オープンを楽しみにしているお客さんが沢山おられるとのこと。それこそ「成功」ではないでしょうか。どんな時も物怖じせずに進む今西さんの行動力は本当にすごいと思います。

打合せを兼ね、久しぶりに講座にも参加され「資産は持たないほうがいい」との林の言葉で気が楽になり、「きっちん“あい”を楽しもう!」と思われたそうです。

今度のお店は苺農家を作る米パンのお店の中。山々を望む大自然と“そのまま美味しい新鮮な野菜”、そして今西さんの笑顔。皆さんも一緒に行きませんか。

「きっちん“あい”」
www.kitchen-i.jp
 TEL:050-5240-3424



LINE@から
簡単ご予約!
ご予約は
24時間
承ります!



南河内郡河内町寛弘寺1279 いちご畑の^{まいる}米夢ちゃん内

【 第38期 よくわかる! 経営基礎講座 】 於: A¹ワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
 ☆「事業構想編」平成30年6月19日～7月17日 18:30～21:00 毎火曜日全5回 (受講料26,460円教材費込)
 ☆「事業計画編」平成30年7月31日～8月28日 18:30～21:00 毎火曜日全4回 (受講料21,600円教材費込)

社福祉法人経営支援

子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善等加算制度について、考え方を整理するためセミナーを開催しました。保育所や認定こども園を対象とするセミナーでしたが、関心が高く、多くの方にご参加いただきました。講師は、埼玉から原島良幸様(株式会社 財務工房 代表取締役、原島税務会計事務所 所長)にお願いしました。以下、加算制度の概略のおさらいのご紹介です。また次葉では、経営改善基礎講座を受講後の「経営改善事例」について現場からの声をご紹介します。(税理士 林 竜弘)

◆ 処遇改善加算制度の概要

処遇改善等 加算セミナー

1) 制度の目的：

「教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、『長く働くことができる』職場を構築する必要がある」ことから、職員の処遇改善のために次のとおり加算制度が設けられています。

処遇改善等 加算Ⅰ	職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算
処遇改善等 加算Ⅱ	技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算

2) 加算の使途：

収入財源としての施設型給付費等は、その使途が制限されないのが基本ですが、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分及び処遇改善等加算Ⅱの加算額については、制度の目的に鑑み、確実に職員の賃金改善に充てるものとされています。

◆ 処遇改善等加算Ⅰの概要

1) 加算率：職員の経験年数に応じて適用されます。

区分	職員一人当たりの平均経験年数
基礎分	1年未満2%～11年以上12% (全ての施設・事業所が対象)
賃金改善要件分	11年未満5%、11年以上6% (キャリアパス要件分2%含む)

2) 要件：

i) 賃金改善要件の概略：

次のいずれの要件にも適合することが必要です。

- ① 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること
 - ア) 基準年度(平成24年度)の職員の賃金水準に対して改善がなされていること(必要前提条件) (※)
 - イ) 賃金改善見込額 ≥ 加算見込額
- ② 年度終了後速やかに「賃金改善実績報告書」を提出 など

(※) 国家公務員の給与改定(人事院勧告)に伴う人件費の改定状況を踏まえた水準(基準年度の職員の賃金に、基準年度以降の改定率の合計を加えた水準)のこと。H29年度は、5.2%(=2.0%+1.9%+1.3%)です。

ii) キャリアパス要件の概略：

次のいずれの要件にも適合すること又は処遇改善等加算Ⅱを受けていることが必要です。

- ① 職務内容等に応じた勤務条件等の要件等を規定
- ② 職務内容等に応じた賃金体系等を規定
- ③ 就業規則等を書面で整備し、全ての職員に周知
- ④ 職員と意見を交換し資質向上のための計画を立案
- ⑤ 研修の機会を確保し、研修を実施し、能力を評価
- ⑥ 全ての施設・事業所職員に周知 など

◆ 処遇改善等加算Ⅱの概要

1) 加算額

- ① 副主任保育士等：月額4万円
- ② 職務分野別リーダー等：月額5千円

2) 加算の要件の概略

- ① 加算対象職員の平成28年度の賃金に対して改善
- ② 賃金改善見込額 ≥ 加算見込額
- ③ 職位につき発令や職務命令が行われていること
- ④ 副主任保育士等は、概ね7年以上の経験年数を有し、所定の研修を修了していること
- ⑤ 職務分野別リーダー等は、概ね3年以上の経験年数を有し、所定の研修を修了していること
- ⑥ 職務内容等に応じた賃金体系を整備、職員に周知
- ⑦ 「賃金改善計画書」を作成、職員に周知 など

◆ 補足

平成29年度 人事院勧告分1.1%が通知されています。この1.1%分は賃金改善の起点となる賃金総額に含みませんが、適切に給与に反映する必要があります。

また、処遇改善等加算の増収分のうち、賃金改善要件分に係る増収については、一時金等により職員の人件費の改善に確実に充てる必要があるとともに、実績報告書において賃金改善総額に反映する必要がありますので、遺漏の無いよう決算事務等にご留意下さい。

平成30年度 加算額の配分方法について柔軟化が図られています。また、研修要件についても見直しが行われる予定ですので、規程等の改訂時には、行政からの情報にご留意下さい。





組織風土の改善に取り組んで

社会福祉法人成光苑 佐藤 裕之 様

平成27年、高岡国土理事長の勧めで経営改善基礎講座※に参加しました。様々な角度・視点から経営を考えられるようになり、視野が広がりました。レジメや資料は今も机の横に立てて使っています。

その時受けた組織風土診断※では、職員の仕事に対する意欲や満足感が高いものの、労働条件・情報伝達・人員配置などに不満がある結果になっていました。自由意見欄には「職場の雰囲気が悪く、辞めていく方が大勢いる中、何の改善もされずにいるのが現状で、常に人手不足で、職員にとっても利用者様にとっても悪い状況だと思います」というのもありました。

平成28年度はとうとう離職率3割。私自身日々の対応に追われ、「事業縮小しかない。ショートステイをやめようか」等々考えて眠れない日が続きました。

翌年度の事業計画案作りで、経営改善基礎講座で学んだことを参考に、「課題・目標・計画」シートや各人の行動計画を明確にする工程表などを作成しました。



ミキサー食の改善に取り組んで

社会福祉法人堺暁福祉会 平良 栄嗣 様

私は、特別養護老人ホーム遊ぶるで管理栄養士として勤務して20年以上経ちました。そして、いつの間にか目標を見失い、惰性だけで仕事をする毎日でした。

しかし、平成27年に経営改善基礎講座※に参加し、自分の考え方が大きく変わりました。組織に貢献したいと強く考えるようになったのです。

それ以降の私は、積極的にどんな仕事でも取り組むようになり、栄養士の仕事はもちろんのこと、広報活動や施設内のICT推進・新入職員の採用への取組みなど幅広い分野で活動するようになりました。

施設では、嚥下えんげが困難な方に対して『ミキサー食（ペースト食）』を提供しています。しかし、ミキサー食は見た目も悪く、残される方もいらっしゃいます。

「ミキサーにかけるのだから仕方ない」と思ってきましたが、管理栄養士の仕事を見つめ直した時、「ミキサー食を美味しくしたい」と改善に取り組みました。

それ以来、毎日ミキサー食を試食しました。最初は一口食べるだけで手が止まり、食感や匂いに耐え切れず、「こんなの絶対に美味しくならない」と思うほどで

重視したのは、職員の意見を聞く場・コミュニケーションの機会を増やし充実することや業務のスリム化・業務負担の軽減でした。また、目標イメージを明確にし、行動レベルに落とし込むことを意識しました。

さっそくアンケート実施。沢山の意見が寄せられました。私自身は、10か月余りをかけて全職員80名に施設長面談を実施。そんなことで悩んでいたのか…と一緒に涙するようなことから、「チャレンジシートなど書くことが思いつかない」という話も。厳しい意見もありましたが、楽しかったし、元気をもらいました。

そして、すぐに出来ることから着手。「他部署の職員の名前がわからない」との声を受け、全職員の写真と名前を1階ホールに掲示しました。

この3月末は退職者0人！職場も活気が出てきました。自法人の他施設から来た課長が前向きで、部長も含め管理職ミーティングを度々行い、良い人材も採用できました。何より私の意識が変わり、明るく希望を持って取り組んだことが好循環に繋がったと考えます。

した。しかし、あきらめず試食を続け、美味しくないと理由を徹底的に書き出し、調理員に伝えました。

試食する様子を興味なさそうに見ていた調理員も、次第にアイデアを提案したり、試作してくれるようになりました。すると、一気に見た目も変わり、信じられないほど美味しくなっていくのがわかりました。

試食を始めて2、3週間後、ミキサー食を完食！感動しました。私にとっては奇跡でした。また、完食する利用者さんも確実に増えていきました。

私はワンマンで、つい何でも自分でやってしまう性格ですが、今回の件で、「仲間と達成する大切さ」に気づきました。コミュニケーションを図りながら問題を共有することで、ここまで組織や雰囲気が変わるのかと身を持って体験することができました。

小さな一歩かもしれませんが、私にとっては大きな一歩でした。これからも組織の一員として施設を支えていく力になり続けたい、心からそう思っています。

※経営改善基礎講座：大阪府社会福祉協議会主催講座で、林光行・幸が担当。座学だけでなく、経営改善に向け、意見交換・計画作り等の実践的講座です。
 ※組織風土診断：人の定着には良い組織風土が必要です。アンケート等で職員の本音を引き出します。



寄稿

続く森友学園騒動

コスモス法律事務所 四宮 章夫 様

1 これまでの経過

54号にも寄稿させて頂いた森友学園問題の経過を、先ず、略記しておきたい。(肩書は当時)

2017年2月朝日新聞のスクープに対し、国会で安倍首相は、「私や妻が関与していたら、首相も国会議員もやめる」、佐川理財局長(迫田英典の後任)も、「森友学園との面会記録は破棄している」と答弁し、政権は会計検査院の調査を理由に野党の追及を乗り切った。

同年4月、大阪地検が財務職員らへの背任容疑で捜査を開始、証拠隠滅、公文書毀棄等の告発も受理。

同年7月、補助金不正受給事件で籠池泰典夫妻逮捕、起訴後は保釈却下が続き、情報発信が阻止される。

会計検査院は、同年11月国会に値引きの根拠が不十分と報告したが、2018年の通常国会で森友学園を追及する野党に対し、産経、読売、日経新聞等が、内外の沢山の問題をいつまでも放置するのはいかがかと、批判キャンペーンを開始、政権側を擁護。

2 公文書書き換えの発覚

佐川理財局長は、就任3日後に締結された契約の最終責任者として、前理財局長時代に進められた土地売却交渉に関する、決裁文書の内容を知っていた筈である。



しかし公文書の定義があやふやな日本では、「公文書はない、私文書は公開の必要はなく、廃棄済みでもある」という説明程便利なものはない。佐川理財局長はこの弁解を繰り返し、安倍政権を守った論功行賞で、2017年7月前任の迫田英典の後を受け、国税庁長官に就任した。

理財局からの指示で、近畿財務局が森友学園関係文書から交渉記録部分を削除したと信じて、安倍政権は一安堵したのであろう。本年の年明けから、憲法改悪や働き方改悪に突き進んで来た。

ところが、厚生労働省のデータ改竄^{かいざん}で裁量労働制の拡大を断念、年収1000万円^{かいざん}で時間制限なく働かせる高(低)プロ制度の導入を巡り野党との攻防が続く中で、3月2日朝日新聞が、「森友学園 書き換えの疑い」との見出しで、国会で開示された文書が、財務省が決裁時に作成した文書と異なるとのスクープ記事を掲載。森友学園問題が再び日の目を見るに至った。

3月12日、安倍政権もついに決裁文書の改竄を認め、改竄前の決裁文書を国会に提出せざるを得なかった。

3 朝日新聞のスクープの裏側

このスクープは、証拠隠滅、公文書毀棄等の捜査が進んだことが背景にあると、私は推測している。

痛ましいことに、3月9日近畿財務局の森友担当職員が自殺したが、この職員は、複数の上司の実名を挙げ、改竄を指示されたと記載したメモを残しているとされる。同日佐川国税庁長官が辞任。1月には佐川局長の答弁作成の担当者であった理財局の職員も死亡しており、自殺が疑われている。



決裁文書の作成に際しては、責任の追及を避けるために、異例な事実関係はもれなく記載しておくのが官僚の常識なのだそうである。

ある文書には、「特別顧問麻生太郎財務大臣、会長に平沼赳夫議員、副会長に安倍晋三総理らが就任」等と日本会議への言及があり、また、「(参考)森友学園への来訪状況として、平成20年11月中山議員講演会、25年9月平沼赳夫議員講演会、25年12月日本維新の会女性局(3名の議員)視察、26年4月安倍昭恵夫人講演・視察」等と書かれている。この文書起案者は、異例の特別配慮が、自らの背任行為ではなく、他からの圧力によるものであることを証拠に残したとみられる。自らの身を守る証拠を破棄することは自殺行為であり、理財局の指示があっても従うわけにはいきまい。

現に、改竄前の文書が近畿財務局内に残っていて、彼らに捜査の手が伸びてきた時に、朝日新聞に情報が提供されるに至ったのだと思う。

今日、官僚によるデータ改竄、国会での偽証、公文書の変造、破棄、あるいは付度等々が頻発し、官僚の質の低下が著しい。本年4月2日にも、防衛相は、昨年国会で存在しないとしていた自衛隊イラク派遣時の日報が陸自内で発見されたと発表するに至っている。

一連の不祥事の発生は、2014年に設置された内閣人事局を通じて、閣僚が省庁の幹部人事を握った結果でもある。この制度導入当時から今日まで引き続き首相、官房長官、財務大臣の地位にある、安倍、菅、麻生の3政治家による官邸政治の強化により、官僚は公僕でなく、政治家の僕^{しもべ}に成り下がってしまった。

官僚の自己肥大化阻止は必要であるが、政治の暴走を牽制する官僚の任務を無視してはならないであろう。



寄稿

マウントゴックスの思い出

コスモス法律事務所 四宮 章夫 様

1 コインチェックのネム流出

仮想通貨への信頼が大きく揺らいでいます。2018年1月26日業界大手のコインチェックから約580億円相当の仮想通貨「NEM」(ネム)が流出したことが発覚しましたが、今日なお原因究明には程遠く、約26万人の被害者(一人当たりの被害額は約22万円)への補償時期等も明らかになっていません。



2 仮想通貨の始まり

仮想通貨は、Satoshi Nakamoto(中本哲史)を名乗る人物が投稿した論文に触発された研究者・プログラマーによって開発され、2009年に最初に運用が開始されたのがビットコインです。流通システムは、接続されたコンピュータ同士が端末装置として対等の立場、機能で直接通信するネットワークにより運営されます。

仮想通貨の取引はユーザ間で直接行われますが、各端末によって相互に確認・管理し合い、ブロックチェーンと呼ばれる公開分散台帳に記録されます。

3 マウントゴックスのビットコイン流出

マウントゴックスは2010年7月に日本初のビットコイン取引所を開設し、一時は最大級の取引量を誇りましたが、2014年6月19日、不正侵入者によるハッキング行為の被害を蒙る事件が発生しました。犯人は、感染したマウントゴックス監査役のコンピュータから入手した証明書を使ってハッキングを行い、大量のビットコイン(114億円相当)を手に入れたようです。



マルク・カルプレスCEOは、顧問弁護士事務所に相談を持ちかけ、縁あって、私も共同受任しました。

私は、ビットコイン業界が、当然にマウントゴックス内部の不正又はシステムの脆弱性を理由とし、業界のシステム全体に信用不安が波及することを防止しようとするのが必至であり、マルク・カルプレスCEOが社会的に葬られるだけではなく、生命の危険もあり得ると考えました。そして、真相究明の道を開き、マルク・カルプレスCEOの社会的、身体的な生命を守ることが自らの任務であると考えました。

そこで、マウントゴックスの過去の全ての記録を、

所轄官庁に提出するために動き、最終的には警視庁に引き渡し、一応の証拠保全を果たすことができました。

2014年2月28日、マルク・カルプレスCEO自身が不正行為とは無関係であることを天下に宣言するため、東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請しました。その時の記者会見のテレビ映像が最近放映されていますが、私の頭髪は今より大分多かったようです。

4 マウントゴックス事件その後

他のビットコイン交換所6社は、マウントゴックスだけの問題であると共同声明を出し、同年4月16日、東京地裁も、債権者の多くが海外にいること、実態調査が進まないこと等を理由に、民事再生法適用申請を棄却、同月24日に同地裁は破産手続開始を決めました。それらは当初予期した範囲内の進行でした。

しかし、ハッキングされたのはオンラインのウォレットに保管していたものに限られ、侵入不可能なコールドウォレットに保管していた20万ビットコインのその後の高騰を受け、2017年11月24日債権者から東京地方裁判所に民事再生手続の申立があり、2016年3月1日裁判所が選任した調査委員も、開始相当の意見書を提出したようです。

文春オンラインは、2018年2月15日マウントゴックスの仮想通貨の流出につき、本当にハッキング被害を受けたもので、犯行の手口は巧妙で、かつ海外からとみられるが、なかなか国境を越えて真実がつかめないとする一方、「米検察当局の捜査で昨年、資金洗浄疑惑で逮捕された別の仮想通貨取引所の黒幕とされるロシア人の男が、関与を疑われている。」と報じています。

5 仮想通貨の利用について一言

仮想通貨の流通には常にハッキングによる被害のリスクがありますが、その匿名性がマネーロンダリングと親和的であるため、マウントゴックスの事件の頃は大量送金目的の利用も少なくなかったようです。



仮想通貨の価格の変動は大きく、投機の対象とする人が増加していますが、博打的要素が大です。常に暴落の危険がある以上、資産の長期保全・運用にも適しません。ネム流出被害の平均額一人当たり約22万円は、資産運用に使用されていないことを物語っています。

少なくとも、現時点では、送金・決済手段としての利用に留めておくべきだと思います。



寄稿

人材獲得でも
負け始めた日本

元衆議院議員 熊田 あつし 様

1 「外国人ならすぐ集まる」は過去のもの

現在、国際交流を目的とした一般社団法人を主宰しています。昨年(2017年)から「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」と「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、介護人材も受入れることが可能となり、その関係の相談が急増しました。

こういったことを踏まえ、実際に東南アジア各国を頻繁に訪問しながら強く感じるのが表題の現状です。

海外からの人材受入れを考えている方とお話して気付くのは、「日本は人件費が高いから外国人ならすぐに集まる」という意識です。確かにこれまでは発展途上国との格差も大きく、現在でも建設・工場・縫製・農業・漁業など様々な分野で技能実習生を始め、外国人が数多く働いています。しかし、最前線に立つと、これは過去のものになりつつあると、ひしひしと感じます。

2017年の一人当たりGDPを比較すると、日本は38,882ドルで22位。アジアの中で見ても、すでにトップではありません。マカオの69,559ドルをトップに、シンガポール、香港が日本より上位にいます。さらに人材獲得競争では、高度技術職では欧米が、工場・建設・家事・介護などの分野では中国や中近東もライバルです。日本には決してアドバンテージはありません。

2 ベトナムの大学卒の高度人材の場合

私が現地国で見聞きした事例をいくつか紹介します。まずは、ベトナムにおける大学卒の高度人材です。日本企業は新卒採用の場合、日本の就職戦線をイメージしてか、卒業時に接触を始めたがります。しかし、その時点では完全に手遅れです。サムスン筆頭に、韓国・中国・台湾の企業は寄付講座や奨学金などで、目を付けたコースに在籍する学生を教室あるいは学科単位で入学時期から囲い込んでいます。日本企業が接触できるのはその囲い込みからこぼれた学生だけで、優秀な学生は根こそぎ韓国・中国・台湾の企業に就職していきます。しかし、この話を日本の大企業にしても、「そのような予算はとてもしない」との一言で、ほとんど何ら対抗策も打っていないのが現状です。



3 フィリピンの介護人材の場合

続いてフィリピンの事例です。介護人材は日本では法的に認められましたが、現時点ではフィリピン政府が介護職種での送り出しを認めていません。遠からず認められるとは思いますが、認められたからといって介護人材がすぐに集まる環境にはありません。フィリピンは全人口の1割が海外で働き、GDPの10%相当を稼ぎ出している出稼ぎ大国であるにもかかわらず、事前の調査では日本に行きたいという介護人材が集まらないというのです。



第一の理由は言葉です。フィリピンは英語を話せる人が多いので、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・シンガポール・中東の富裕層等々、わざわざ日本語を勉強しなくてもそのまま働ける環境に恵まれています。

第二の理由は中国の存在です。一人っ子政策で少子化の進む中国では、富裕層向けの介護施設等で外国人材の採用に積極的になっており、人件費が高騰しています。今年に入ってから聞いた話では、月給24万円で募集するところも現れたとのことでした。難しい言語を学ばなければならず、手続きも煩雑で、給料も安い、というのが日本の印象になり始めています。

確かに日本の給与水準は中進国や低開発国よりは高いのですが、人材を獲得するための競争相手は先進国や中国、中東諸国であり、それらの国々は日本よりもはるかに好条件で人材を獲得しようとしています。

4 最後に

外国人の人材活用に慎重な意見もありますが、優秀な高度人材は国境を越え、一般的な労働力も大幅に不足してくる現状では、現在のままでいいはずがありません。人材分野でも日本は既に出遅れ始めていることをまず認識しなければなりません。

私自身は、日本人の意識改革と制度改正の必要性を強く感じながらも、なかなか話が進まない現状に忸怩たる思いをもっています。そこで、自分のできる対応からと思い、先月「外国人介護人材研究会」を立ち上げ、代表に就任させて頂きました。まずは介護分野でのリアルな現状を介護関係者にお伝えするところからですが、今後も一つ一つ積み上げていこうと考えています。シェアリングレターの読者の皆様にも、外国人材の現状の一端を知っていただければ幸いです。

ワンコイン憲法勉強会

～この1年を振り返って～

50年来の知己である林光行さんから憲法の勉強会を始めるから参加しないか、との誘いを受けたのは2016年の秋。技術畑の私

にとって社会的な問題や政治的な問題を議論する場がほとんどないので、二つ返事で参加させていただきました。

アットホームな雰囲気の中、毎回刺激を受けつつ、1回目の2017年2月から一年がたちました。(加藤 純一 様)

この1年の勉強会を振り返って

初回は憲法の字義から始まり、「憲法とは国体」であるという共通認識に至りました(54号)。家に帰り、和英辞典で「国体」を引くとnational constitutionとあり、私たちの議論が正しかったと認識し直しました。

2～4回目はマグナ・カルタに始まる英国史における近代憲法の成立過程を振り返りました。国王の専権を議会(但し貴族と聖職者で構成)が縛ることに始まり、権力の行使を憲法で制限する「立憲主義」が芽吹いていきます。イングランドから独立したスコットランドのアーブローズ宣言は自由と人権が謳われ、米国独立宣言の参考とされたことなど大いに興味を惹かれました。

第5回目は、9月末の臨時国会冒頭解散をうけた総選挙投票日直前でした。気分として「のんびり歴史の勉強している場合かいな」という訳で、首相の解散権や選挙の争点など、議論があちらこちらに飛びました。

憲法学者上田健介さんの講演

第6回は、憲法学者の上田健介さん(近畿大学教授)に講演して頂くことに。みんなで議論するのも楽しいけど、せっかく専門家が参加しておられるのだからまとまった話を聞こうという訳です。



テーマは「国会の質問時間問題とアカウンタビリティ(説明責任)」。以下はお話の概要と私見です。

アカウンタビリティと憲法

アカウンタビリティの語源は、accounting(会計)とresponsibility(責任)。元々「委託された金銭の使い道を説明する」意味だったが、時代とともに拡大され、今はあらゆる組織体において「権限を行使する者が自ら行った結果を利害関係者に合理的な説明を行う責務」を意味します。日本では1990年代から使われ出し、政府の意思決定を透明化するためにも重要とのこと。

政府が国会に対して負う説明責任に関し、日本国憲法では、①事後のものとして行政=政策の遂行に関する62条の国政調査権や63条の質問権(大臣の議院出席)など、②事前のものとして法律案・予算・条約締結の審議が挙げられます(59条、60条、61条、73条)。

日本は海外と比べ、事前の審議に重点が置かれ、事後=結果に関する審議は不活発。事前審議も1970年代から空洞化が進んでいるそうです。背景には、政府提出法案と与党内で事前審査し、所属議員の意見を反映させ、国会提出段階では根回しは終わっていて党議拘束がかけられていることがあります。さらに近年では与党内事前審査も充分機能しないという指摘もあります。強大な与党、安倍一強では当然かも知れません。

国会の質問時間問題

昨年の総選挙で大勝した自民党が、国会での質問時間を議席数に比例して配分せよと主張しました。結局与党3:野党7で合意しましたが、元々は2009年、下野した自民党が要求し、与党2:野党8(衆議院)になっていたものです。私は、政府・行政を監視する野党が多く時間を割いて追及するのが当然の姿だと思います。国会の役割は、①法律立案と②政府に説明を果たさせること。与党からの反対・修正意見はないのですから、国民に政策決定過程や問題点を明らかにするには、野党からの質問が重要です。なお、英仏独では、野党の調査権などが憲法で位置づけられており、最近の独では野党の質問時間は96.4%を占めるそうです。



熊田さんが与党の新人議員だった当時の実情を聞くと、与党議員の質問時間は圧倒的に少なかったとのこと。与党の新人議員にも質問時間を与えることには、議員の能力向上の観点から一理ありそうです。しかし、昨今の与党議員の質問は「本当に勉強しているの?」と思わざるを得ないので、私には納得いきません。



憲法勉強会の今後

決裁文書改竄が大きな問題になっています。野党は国政調査権での強制調査を求めています。3分の2の賛成がないとできない慣例で、結局曖昧なままに終わってしまうかもしれません。2月の話し合いで、今後は歴史的な視点と議論したいことの2本立てでいこうとなりました。憲法改定の国民投票、各国での憲法改定や国政調査権も議論していきたいものです。



いま 思うこと 伝えたいこと

❁ 第二次世界大戦敗戦から七十三年。

その敗戦後、戦前を否定して占領軍による日本弱体化のための「革命」が行われました。我々日本国民による革命ではなかったのですが、新憲法をはじめ、革命の中味を「やむなく」又は「新鮮なものとして」多くの国民は訳の分からないまま受け入れました。

爾来、残念ながら例えば「自由平等、主権在民」を中心とする「国民の権利」を好きなように解釈し、必要な「親に孝に」「兄弟に友に」「夫婦相和し」「朋友相信じ」という世界に冠たる徳育の裏付けなく、今日まで突っ走ってきました。



私は右でも左でもありません。只この事こそが我が国の諸問題の根底にある事を指摘したいのです。「年寄りの繰り言」ではなく、^{ひたすら}「この世のため」に念じつつ。 大阪市 四方 修 様

❁ 憲法勉強会に参加してから、時々、頭の中の記憶のフォルダーを検索しています。20代の頃に抱いた疑問「なぜ世界は戦争をしたのか」もそのひとつです。

憲法を変えると戦争に近づくという主張、そうなのかもしれませんが今ひとつ私には納得が行きません。憲法9条を議論している間に、市民の不満と怒りを吸い上げて、台頭してくる勢力があるような気がしてなりません。第二次世界大戦前、国家社会主義ドイツ労働者党は選挙で政権を取り、世界を不幸の渦に巻き込みました。右も左も敵を作って自分の主張を通そうとすることで憎悪が生まれ、人々が争い、傷つけ合い、憎悪が更に増幅します。誤解、思い込みかもしれませんが、社会的に弱い人々がこうした政治家を支持し、更に酷い状況に追い込まれていきます。

大きな無意識に操られて、右も左も薄気味悪い方向にこの国を導いているのではないかという気がします。みんなが無意識に踊らされ始めている。こんなことを国会の映像を目にする度に考えてしまう今日この頃です。

一般社団法人つなぐ 尾関 泰輔 様

❁ 大阪市長と府知事は、再び住民投票に持ち込もうと懸命です。市民の暮らしといのちを守るために地方自治体がやらねばならないもっと大事なことがあるのではないか。多額の税金を費やして何を目標しているのか。私としては既視感満載、かつ空しく感じます。

昨年5月、再び法定協議会が設置されました。前回「都構想は反対だけど住民投票は賛成」とした公明党が、今回も「総合区」の議論と引き換えに賛成したためです。「総合区」の議論は法定協議会を設置せずともできるのですが…。また、名称は「大阪市特別区設置協議会」ですが、中味は3年前に否決されたいわゆる「都構想」と同じ、大阪市を廃止して特別区を設置しようというものです。知事も市長も大阪市が嫌いなのでしょう。

前回の住民投票で、大阪市民の分断を招いた等、多くの問題が指摘されましたが、中でも特筆すべきは、投票用紙に「大阪市廃止」の文言がなかったことです。「大阪市廃止」を前面に出せばそれだけで反対してしまうからと、姑息な手段をとったと思わざるを得ません。現在各区に全戸配布される「区政だより」を見ても、「特別区」「総合区」を並べ二者択一の印象を与えています。

「大阪市民会議」という有志の団体が「大阪市の存続を求める」署名活動を昨年からはじめ、今年になって署名8万5千筆を議会に提出しました。私も署名活動を街頭でしましたが、「もう終わった」と思っている市民が圧倒的に多い中、依然現在進行形であることを少しでも知ってもらおうという点で一定の効果はあったと思います。繰り返しになりますが、特別区というのは「大阪市がなくなり、税金の内のかなりの部分が大阪府に移り、財源の使い道は府知事及び府議会に委ねる」制度です。署名活動は今後も続けられます。街頭でこの活動に出会われた方、是非ご協力をお願いします。

元大阪市長 平松 邦夫 様

❁ 昨年のもっとも大きな仕事は、50



年以上も前の取調べ録音テープの分析でした。袴田さんが1966年8月18日に逮捕されて9月6日に自白に落ちる、その取調室での肉声のやりとりを延々と聞いているうちに、今さらにして恐ろしくなってしまう。(暦の上では、何と私が大学2回生の夏休みの頃のこと)。その自白で袴田さんは死刑の判決を受け、2014年の再審開始決定で身柄が解かれるまで、48年の年月を獄に囚われ、精神を病んだ状態のまま、娑婆に帰って来たのです。しかも、検察側の抗告で、いまま開始決定は忠に浮いたまま…。

この「時間」ということが、しばらく私のテーマの一つになりそうです。

奈良女子大学名誉教授 浜田 寿美男 様

❁歴史は行きつ戻りつ決して元には戻らない、けれども社会的な課題が起こる度に過去の教訓が蘇ります。

以前、アフリカに関する本を読んでいましたら、「資源の呪い」という言葉に出会いました。資源が豊かであるが故に、富を独占する専制が強化され民主政治が阻害される、労働によって富の分配はされるのですが、採掘などの労働の価値は極端に低く設定され、大多数の国民は虐げられる、そんなことでした。



現代の格差問題も、結局どう分配するかということだと思うのです。経済的な価値によって人の価値を決める。グローバル化、AIなどの進化、GAF A (グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン) などによるビッグデータの独占、機械や電子機器で代替できる仕事の価値は下がり、金銭的利益さえ生み出せば、社会的地位は向上する。そういった傾向はますます強くなりそうです。天に唾をするわけですが、人類とは何と愚かな種であることか。光はあるのでしょうか？

大阪市 千田 祥三 様

❁定年退職に当たり仙人になりたいと発言しました。物には執着しないことにし、研究室や自宅にあった物は来客や熊取町図書館に持って行ってもらったりし、残りは全て処分しました。そして松本に移住しました。

ただ、福島第一原発事故は、7年を経て、当日発令された原子力緊急事態宣言は今なお解除できず、本来放射線管理区域に指定しなければならない汚染地に、赤ん坊も子どもも含め多数の人が棄てられたままです。18歳で原子力に夢をかけてから、私の一生はずっと原子力とともにありました。21歳で原子力廃絶を決意してからは決して原子力の旗は振りませんでしたが、原子力の場にいた人間として、フクシマの事故を防げなかったことは無念ですし、若い人たちに対して誠に申し訳ないことだと思います。そのため、私が背負うべき仕事はまだあると思いました。

私は、強いもの、強いリーダー、カリスマを求めることそのこと自体が誤りだと発言してきました。そうではなく、一人ひとりが自分の頭で考え、自分でできることをすることが何より大切だと思いました。

私自身は誰かから期待をかけられるような存在になりたくありません。私が死ぬ時には、誰にも気づかれないようにしてこの世から消えていきたいと思います。

私自身も次第に歳をとりました。そろそろ本気で仙人への道に入って行こうと思い、これまで以上に自分にできることを厳選しながら生きるつもりです。

松本市 小出 裕章 様

❁昨秋、福島第1原発事故被災地を3泊4日で訪ねました。「帰還困難区域」(普段は立入禁止)の大熊町の町議会議員さんの自宅と議員の知人の自宅を防護服着用し、見せて頂きました。福島第1原発から5 km位離れている所にあり、津波の被害は無く、地震による破損もそれほど大きくなかった。にもかかわらず家財が散乱。「泥棒とイノシシなど野生動物の仕業」と話されていました。室内のカレンダーは2011年のまま。国際基準による一般人の被曝限度は、放射線量年間1mSv (ミリシーベルト)、毎時0.23 μSv (マイクロシーベルト)ですが、議員宅の庭の雑草が生い茂った場所で8 μSv、自宅裏の山すそでは18 μSvを計測。その高さに怖さを感じました。

東京では、オリンピック、リニア新幹線、上野のパンダの話題が喧しい。ともすれば忘れてまいそうになる放射線被害。政府等が忘れさせようとしているのでしょうか？



東京都品川区 坂寄 道男 様

❁一旦おさまったかに見えたモリカケのモリがまたここに来て盛り(モリ)上がっています。ことの真相は兎も角、拙速な憲法改正の動きが頓挫しそうなのは喜ばしいことです。国民レベルの議論が全く欠けていると思うからです。という私も実は最近まで憲法に殆ど無関心でしたが、幸い勉強会に参加する機会を得、少し勉強を始めました。以下はその一端です。

国際法に次のような文章があります。「国際紛争解決のため、戦争に訴えないこととし…戦争を放棄することを…厳粛に宣言する。」「武力による威嚇又は武力の行使を…慎まなければならない。」どこかで見たことがありますね。そう、憲法9条です。最初の文章は1929年に締結された不戦条約の一節で、二番目の文章は1945年に批准された国際連合憲章の一節です。日本国憲法のもととなったGHQ草案は、不戦条約や国連憲章などの国際法を下敷きで作成されたということです。9条の他に前文の部分にも国連憲章の文章が散りばめられています。皆さんも日本国憲法の源泉を辿り、また、付随する歴史を辿ってみませんか。

大阪市 八登 唯夫 様



一筆啓上

自民党改憲草案中の 緊急事態条項の使われ方

元公認会計士 著述家 茂腹 敏明 様

1 スウェーデンにおける公的選挙教育等

以下は、工学関係の研究者で、スウェーデンの医師資格を有し、三人の子を同国で授かり育て上げた経歴のある親友から、繰り返し聞かされた同国の話です。

- ① 同国の小学校6年生の社会科教科書に、日本の自民党から共産党に相当する各政党の政策綱領が記されている。社会科の授業は、教師が生徒にその綱領を読ませ、「君達はどの政党を選ぶか？理由を示して話し合いなさい」というもの。
- ② 義務教育では、所得税申告書の実際^{じつじ}の書き方を教える。同時に納税額につき、国と見解が異なるときは、裁判で国と争うことが出来ることも教える。
- ③ 公務員法には、官庁に相談に来た市民をたらい回しにすることを禁じる趣旨の規定がある。
- ④ 社会ルールの一番の道德律は、フェア(公平)であること。これが、幼稚園のときから培われる。
- ⑤ 政治家と行政に対する国民の信頼度が極めて高い。

2 政治の良識とは何か？

上の①は、選挙民が政治への良識を持つことが狙い。日本での評価はどうでしょうか？私は被選挙人側の評価に興味があります。日本では選挙民が良識を持つことを歓迎する政治家・政党もいれば、それを恐れる政治家・政党もいるからです。しかし、政治に対する良識とは何でしょうか？同国では、知識に加え以下の如く「公平という道德律の視点で政治家の言説の真偽を見極める眼識」を持つことであることが窺えます。

3 高福祉で財政状態が健全である土台

同国の一人当たり国民所得と成人人口に占める起業家数率は、日本より遥かに上です。背景にあるのは、市場競争力のない企業は、すみやかに退場してもらうが、人の生活は断固守るという同国の経済政治思想です。この思想が徹底していることは、日本のトヨタに相当するボルボの経営が傾いたとき、政府は、失業者への職業安定所への特別予算追加はしたものの、それ以外の支援を一切拒否したことからもわかります。政府が一民間企業を救済することは、公平に反するからです。

同国は高福祉で、しかも財政状態は健全です。それを可能にしているのが、上の公平競争経済と付加価値

税率の25%です。ここで問うべきは、国民がその高税率を認める意識基盤が⑤であることは確かであるにしても、その⑤形成要因が何かという点です。この⑤は、①と④が醸成する良識をもつ国民と③に象徴される国民に公平に奉仕する体質と規律を備えた行政組織が会って初めて出来上がるものです。しかし、それだけではありません。取材・報道の自由を含めた言論の自由が土台にあります。すなわち、政権が、国会での野党質問や記者からの鋭い質問へ誠実に回答することによって、実質的に国民との対話がなされるからです。これらにつき、日本はどうでしょうか？次の二つを見ると、明らかに真逆の覇道を辿っています。

イ 森友・加計問題に見られる如く、行政の頂点に立つ一国の首相が、⑤を支える最低限の条件である行政の規律と公平を、上から破壊し始めた。

ロ 人権理事会等の国連各部署から、日本の現政権へ、TV放送内容介入事件を踏まえた報道抑圧の是正勧告が相次いでなされている。



4 緊急事態条項は、霸道政治を促す

現政権が消費税率の僅かなアップでさえ躊躇しているのは、上記の国民の信頼がないからです。信頼とそれを支える土台があれば、アップしても政権を失いません。結局現与党は、整合性のない場当たりのな大衆慰撫浪費策と強権的な政治手法の二つに頼らざるをえないと思われま^いす。この後者を強く後押しするのが、改憲草案中の緊急事態条項です。同条が憲法に入ると、首相が緊急事態であると認定宣言するだけで、例えば次の三つが国会承認を経ず閣議決定だけで簡単に実現できます。それは、議会と司法を葬り、国民主権・人権保障を排除する霸道政治を促す条項です。

- i 消費税率25%・全預金封鎖。一部を国が没収・私権制限条文を根拠に納税者から税務訴訟権を剥奪
- ii 上からの命令に背く公務員を軍事法廷で裁く
- iii 原発過酷事故の報道禁止・民間人に収拾作業強制

同条が災害対応というのは明らかにおとり広告です。何故なら、草稿の緊急事態条項は、限定要件を課さずに例示を掲げる方式を採用し、「その他」の語を入れて恣意的解釈と運用を可能にし、認定を総理大臣一人にさせる等歯止め^とに欠け、西欧民主主義国家の緊急事態条項とは似て非なるものだからです。ナチスドイツの国家授權法と酷似していることも申し添えておきます。



読者の皆様からのお便り

☼シェアリングレター55号拝受いたしました。
 マネジメント・ゲームの記事にはいつも追憶で心を揺さぶられますが、今号の、採算戦略の柱の一つである固定費の“マネジメント”という言葉には、その重みを現在直面する業務に照らし合わせ、深く噛みしめさせられました。



KS経営研究会レポートは大変興味深く熟読玩味させて頂きました。田中社長の実践されている経営の流れは、たまたま必要に迫られ読み返しているP・コトラーの提唱しているマーケティング・マネジメント・プロセスそのものであるといたく感激しています。

先月、耳下腺腫瘍の摘出手術を受けました。結果は幸い良性で事無きを得ました。入院時には、シェアリングレターを持参し、ベッドサイドで読み返しました。そして一般社団法人つなぐ理事 尾関様のご活躍内容を知り、ベッドの上で涙いたしました。

中小企業診断士 久保 量則 様

☼林先生の「壁」のお話を拝読し、感じ入りました。壁の大きさ高さ厚さは、貴先生の使命の立体的大きさだと存じます。誌面各頁にその香は漂っています。

心のこもった編集にいつも感動しております。更なるご活躍をお祈りいたします。

南足柄市 自由人 小原 靖夫 様

☼毎号ご恵贈にあずかりありがとうございます。今年
 は高津高校100周年ですね。80周年の折は大変ご苦勞をおかけしました。



元高津高等学校校長 南 嘉浩 様

☼今号は知人(梶本さん、北村さん、内田さん)の記事が掲載されていて一気に読ませてもらいました。いつも思うのですが、シェアリングレターを発行するにはどれほどの時間と努力が必要か、頭が下がります。選挙前にいろいろ参考になることもありました。よく考えて、投票所に足を運びたいと思っています。

奈良市 八幡 淑子 様

☼ふるいちラップを吹いて50年！共に喜びを分かち合う仲間誇りと応援して下さる皆様に深く感謝申し上げます。今年はおペレッタ劇「ふたりの王子(乞食王子)」を各地で公演します。よろしくお祈りいたします。

劇団カッパ座 古市 カオル 様

☼多方面にわたる事務所運営に感心しております。税務会計の業務を通じて多くの経営者に接点を持たれてその中から吸収された事象を事務所経営に活かされている努力に対して敬意を表したく思います。

一昨年に心筋梗塞になり一命を取り留めた経験をいたしました。そのようなことから、公認会計士としての矜持を持ちながらも、公認会計士の主たる業務である監査ができない環境にあつて、大手監査法人が独占している監査市場においては、欠陥監査が頻繁に発生することに対して、歯がゆい思いをしております。

監査業界の劣化と思いますが、この『壁』を乗り越える方法があるのでしょうか？ 大手監査法人のまさしく『バカの壁』といえるのでしょうか。

貴事務所の益々のご発展並びに林様のご健勝を祈念申し上げます。有難うございました。

公認会計士 三馬 忠夫 様

☼新聞の見出しで“生涯現役が究極の自助”を目にし、我が意を得たりと思いました。

貯蓄や年金に頼らず自ら働き老後の資金を稼ぐ。そのために普段から心身を鍛え健康でなければならず、今後も水泳とピアノを続けます。



今年の目標は、「相続税」に関する書物
 を出版することで、ただいま執筆中です。

趣味の読書で、浅田次郎の「終わらざる夏」と「プリズンホテル」を読みました。硬派と軟派で作風は正反対ですが、いずれも読者を引き付ける筆力には感心します。私ももっと文書力を磨かねばと思っています。

公認会計士 鈴木 基史 様

☼2017年GW、ベラルーシ訪問によりヨーロッパ48か国全てを訪れることができました。これまで訪問した百余国はそれぞれに素晴らしいところでしたが、中でも一番よかったアルプスを再び訪れ、素晴らしい眺めを満喫することができました。これも多くの方々に支えられてきたおかげと、感謝の気持ちで一杯です。

本年も『同時的・異時的・立体空間的な持続的共生の理念』としての「生態系主義」(「人間」だけではなく「人間」を含めた「生態系」全部についての持続的共生のための新しい理念(Eco-Cracy)」を掲げ続けて行きます。

不動産鑑定士・公認会計士 建部 好治 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛
 させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。



泊まらないのに… 1DAY合宿レポート

前回の合宿は、昨年9月初旬に実施。でも、やっぱり1年の始まりは、新年度の目標を職員みんなで分かち合ってスタートさせたい!!ということで、初出の翌日の1月6日、事務所の5階で1DAY合宿(日帰り)がありました。久しぶりに全職員が一同に会するので、心弾ませて参加しました。(公認会計士 草加 美香)



まずはペアになって 朝9時半、皆が揃ったところで、林が進行役で1DAY合宿スタートです。最初は、自分が話しやすい相手とペアになり、この日だけのニックネーム・年末年始はどのように過ごしたか・生まれ変わるなら何になりたいか、を伝え合いました。皆に教えてもらおうと、希望するニックネームは頷けそうなものばかり。昔飼っていた猫の「み〜ちゃん」、かつこいい「サラ」、尊敬する考古学者に因んだ名前…etc. 一方、生まれ変わりの希望は、「石油王の娘」「バッタ」「道端の露草」「学生」など。普段の社会人としての姿の下にある、純粋な心が垣間見えて、面白かったです。

20周年・30周年・忘年会 Movie 和やかに発表し合っているうちに、あっという間にお昼の時間。美味しいイタリアンのデリバリーをいただきながら、スライドを見ると…?? 白鳥のバレエ衣装を身に着けた男性陣が優雅に舞っていたり、ダンス衣装の女性達が随分と本格的に踊っていたり…。これらは、以前、お客様と一緒に催していた忘年会、あるいは、20周年、30周年の記念式典の折の映像でした。話に聞いたことはあったのですが、見るのは初めてです。映像の中で、皆とても楽しそうで、もちろん今より若いような、でも今と変わらないような雰囲気が伝わってきて、そしてお客様との固いつながりを強く感じられて、胸が温かくなりました。



新サポートチーム編成 午後は、新年度のサポートチーム(1年を通して概ね月一回のミーティングで目標の進捗状況等を報告し合い、仲間としてサポートしていくチーム)を編成しました。昨年のチームは、1年の感想と感謝の気持ちを伝えて解散です。今年は11月までに8回以上ミーティングを開催したチームには、特別なご褒美があるそうです♪

林事務所の歴史 その後、林 光行から林事務所の歴史を聞くことができました。林事務所の創立は1978年。今年で40年になります。林が公認会計士試験を受験する前の、林 幸との出会いから始まり、

簿記講座で受講者の方々が一所懸命に勉強に励んでおられる姿に感銘を受けたこと。監査法人を経て独立し、たくさんのお客様とのご縁があったこと、多くの事業再生現場に立ち会ったこと、コンサルティングで感じたこと、社会福祉法人のお客様に携わるようになったこと。そして、40周年を迎え、林事務所は今後お客様に何を提供できるのか…など。続いて、事務所理念の「成長と幸福」、職員の幸福を願う気持ち、仕事に費やす時間も大切な人生の一部として過ごしてほしいという思いが語られました。私も林事務所に入るまで、仕事はプライベートの時間を減らすものと考えていましたが、林や他の職員の影響を受け、少しずつ変わってきたのを感じています。



前回合宿のフォロー 休憩をはさみ、昨年9月の合宿で挙げた事務所の課題について、優先順位を決めて、「個別面談の実施」「共通ルールの明確化」「職員間の垣根低減」「情報共有」について、具体的な実施策を話し合いました。職員全員が、課題と解決策、解決したい気持ちを共有した時間でした。そして、今度は職員一人一人の目標に落とし込みます。それを今後一年間、サポートチームが、仲間として支えていくことになります。

終わりに 合宿を通して、職員一人一人が、林事務所の歴史について理解を深め、これからの林事務所について思いを馳せ、また、各人の幸福も実現しながら一人一人何ができるのかということ、真剣に考えました。そんな時間を通して、皆が一体感を持ち、今年も頑張っていこう!という明るい気持ちになりました。皆と一緒に参加できたことに感謝しています。





Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



＊とてもエキサイティングな3日間の体験でした。
非日常の中で、普段目を向けない部分を着目することで、気付かされることがたくさんあり、また自分が本当に思っていることを、自分自身が無意識のうちにごまかしているのだなど、実習を通し実感しました。

人の心を本当の意味で理解することの難しさ、言葉を通じて自分の気持ちを100%伝えることの難しさなど、今後の人生でヒントになるものが見つかったように思います。 岸田 治能 様

＊紹介者から「必ず自分のためになるから」と言われていましたが、初日はちんぷんかんぷん。これで後の2日で何が起り変化するの?という疑問や葛藤の中、何かあると信じて2日目出席。そしてあるゲームを境に、自然と元気が湧いてきて楽しくなってきました。

そこから少し自分自身を受け入れることができるようになり、いろんな物事に対する感じ方も変わったように思います。最終日は想像以上の感動があり、相手の思いを受け止め、それに応えるようになろうと思いました。終わってから、まず長女の誕生会を、仕事の

予定をキャンセルしてお祝いしました。この3日間の気持ちを忘れず、進んでいきたいと思います。 池田 宗和 様

＊仕事を辞め、これからどちらの道に進めばよいかを真剣に考えている時期でした。これまでの人生を振り返り、自分のこと、家族のこと、これからの人生について自問自答していました。それでも、考えれば考えるほど迷い、霧の中を歩いているような、そんな気持ちで数か月が過ぎたころ、ANAセミナーのことを知り、ここは参加して、進む道と覚悟を決め、霧から脱出するんだ!という思いで参加しました。

気付いたことは、事実はそんなに難しいことではな

いのに、私は物事を難しく考えてしまう癖があり、自分で自分の人生を難しくしているということです。それをなくせばもっと楽な気持ちで人生を楽しんでいけるのでは?そう思うと、少し心が軽くなりました。

これからの生活の中で、目の前に「大きな岩」が立ちかはだかったときには、「これは拡大されて見えているけれど、本当は蹴り飛ばせば飛んでいく、ちっちゃな石ころだ」と考えてみます。また、大切な人を、ただ「想う」だけでなく、見える形で表現していくことも実践できれば、大きな成果ではないかと思います。 ニコルズ 久美子 様

＊とても感謝です。普通じゃ味わえないような、様々な気持ちになり、本当に受けて良かったと思います。

まだまだ最初の一步。私を一番ゆるせなくて信用していないのは、私だと気づきました。色々なことが、その裏返しだったのだと。少しずつ得たことを積み重ねて、自然にできるようになりたいです。 岸下 加世 様
＊始まるまでは不安ばかりでした。何か質問されたらどうしよう?自分が、何を考えているかも分からないのに…答えることはできないと思い込んでいました。

でも受けて、自分を受け入れ、取り戻せたことに感動しました。楽しいことを素直に楽しいと感じ、皆でやることは楽しいと思えることを、素直に受け入れることができました。今まで、自分の気持ちにフタをし、何を演じようとしていたのだろうと不思議に思います。

私のためにANAを受けられるように頑張って下さった方々に感謝の気持ちでいっぱいです。この感謝の気持ちを次につなげていけるように、毎日をしつかり踏みしめていきます。ありがとうございました。 宇陀 容子 様



Awareness for New Actions ANA ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のためにほんの少し時間をあげてみませんか♪~

日程： ◆2018年 5月ANA◆ 5月 3日(祝)～ 5日(祝) ANAセミナーは、3日間のメインプログラムと、
◆2018年 8月ANA◆ 8月11日(祝)～13日(月) 3回のフォローアップの6日間のプログラムです。

費用： 7万円(林事務所からの紹介は6万円) お問い合わせは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770



第100回経営倶楽部のご案内

阪神大震災の年に始めた経営倶楽部も、おかげさまで第100回となります。そこで今回は、第1回目と同じく、弊事務所所長 林 光行 により「超カンタン！決算書の見方」をお届けします。「劇団・ハヤシ」と評された奇想天外な会計入門講座をどうかお楽しみください。「専門家をご勘弁！」とありますが、これは単なるキャッチですので気になさらず、専門家の方も大歓迎です。是非皆様お誘い合わせの上ご参加くださいますようご案内申し上げます。

- 講師 公認会計士・税理士 林 光行 (弊事務所 所長)
- テーマ 「超カンタン！ 決算書の見方(入門編)」 ~ 専門家をご勘弁! ~
- 日時 平成30年4月21日(土) 午後1時30分~5時 懇親会: 午後5時30分~
- 場所 講演会: たかつガーデン □ 会費 講演会: 5,000円

◆第101回経営倶楽部は平成30年7月13日(金)~14日(土)、弊所 税理士・中小企業診断士 前田有太可による「マネジメントゲーム」です。◆お問い合わせは ⇒TEL 06-6772-7770 ⇒ info@share.gr.jpまで



◆◆ 社会福祉法人会計簿記 第14回 認定試験は、平成30年12月2日(日)です ◆◆
 申込期限は10月31日予定 詳細は ⇒「一般財団法人 総合福祉研究会」 <http://www.sofukuken.gr.jp/>

▽▲出版物紹介▽▲ ■平成30年4月施行 社会福祉法 法令規則集 ◇編著: 林 光行 ◇発売所: 実務出版株式会社
 平成29年4月の施行以来、改正を重ねる社会福祉法。準用・読替規定の多用により読み解きに骨がおります。正確に読み解く必要に迫られた林が、自身の手控えとして作成し、最新の改正及び改正予定を盛り込んだ法令規則集です。読替前の法文を記載することにより、本来の法文から正確に読解する一助としていただける内容となっています。社会福祉法人の実務に携わる方のための注釈も充実しました。



ご案内
 林事務所創立四十周年
 記念式典

謹啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます
 さて 本年八月一日
 おかげさまをもちまして
 林光行事務所は
 創立四十周年の佳節を
 迎えることとなりました
 これもひとえに
 皆様の温かいご支援の賜と
 心より感謝申し上げます
 つきましては 左記の通り
 心ばかりの式典を開催いたした
 たくご案内申し上げます
 なお 式典におきましては
 社会福祉法人たんぼ福祉会
 理事長小坂孫次様 に
 記念講演を賜ります

記

へ日時
 平成三十年十月六日(土)
 午後三時より

へ場所
 シェラトン都ホテル大阪
 ご出席頂ける方は
 ご一報頂ければ幸いです
 電話 〇六六七二七七七〇
 info@share.gr.jp

皆様とともに40年

YUKIのつらやき

★普段使わない「付度」「改竄」をよく目にします。その森友問題ですが、もし豊中市議が情報開示請求をしなかったら、今頃「素晴らしい教育方針」と首相が絶賛する小学校で、毎日子どもたちが教育勅語や軍歌を暗誦・合唱しているのでしょう。

「公文書管理法」には「公文書等が、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもので…将来の国民に説明する責務が全うされることを目的」とあります。誰でも請求できることを改めて知りました。1945年の終戦時、政府・軍部の文書焼却命令で、村役場に到るまで、あらゆる文書が昼夜問わず燃やされ、貴重な資料も消失したとのこと。犯罪人を出さないためだったそうですが、まさか今も証拠がなければ犯罪も無くなるという発想は無いでしょうね。

★「高倉健の10倍カッコいい」と光行が言う小坂孫次さん(2頁)。お会いすると、尽きないお話に引き込まれました。一番の「目から鱗」は「廊下を作ると問題が起きないから作らないんです」。「えっ?」と私。「けんかをしても、飛び出して廊下を歩く内に気が鎮まる。ホールだけだと、皆の知るところとなり、スタッフが双方の話聞き、納得するまで話し、そしてお互いごめんなさいとなる。周りも学ぶ。その実体験の積み重ねが自立に繋がるんです」。

世の中「問題が起きないように」の発想ばかり。問題をオープンに、粘り強く解決することで、一人ひとりの人間力がつく。そのことを忘れていたと、はっとしました。でも「言うは易く行は難し」。風に向かって歩く小坂さんの生き方そのものがカッコいいのだと思いました。10月6日、小坂さんのお話をぜひお聞き頂きたいです。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所	公認会計士・税理士 林 光行	税 理 士 林 幸
大阪市天王寺区生玉寺町1-13 サンセットビル	税理士・中小企業診断士 前田 有太可	税 理 士 古田 茂己
〒 543-0073	税 理 士 林 竜弘	税 理 士 小林 匠
TEL 06-6772-7770	公認会計士 草加 美香	税 理 士 村上 里佳

☆次号は40周年記念号の予定です。ご意見・ご感想、林事務所との関わりなどお寄せください。⇒ info@share.gr.jp
 ☆購読料をカンパして頂ける方は、林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号00950-3-14499